

被災報告書の提出について

1 災害の大小に拘わらず、災害により被災があった場合には、必ず提出してください。

※「被災」とは、災害により一般消費者等へのLPガスの供給が途絶されることと会員自らが被災した場合を言うこととします。二次災害防止のための緊急措置（被災直後のLPガス設備の供給停止；容器バルブの閉止）やLPガス容器の撤去を行った場合も含まれます。

また、**停電で充填所、スタンドが稼働できない場合**は、被災したことと当協会では定義付しますので、報告が必要です。

なお、**LPガス容器が流出または埋没**した場合には、LPガスの供給ができませんので「被災」したことと当協会では定義付しますので、報告が必要です。

2 提出者；小売事業者会員、卸売事業者会員（充填所）、スタンド事業者会員、賛助会員

3 提出先

一般社団法人千葉県LPガス協会 〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1
e-mail;chibalpg@chibalpg.or.jp、FAX;043-243-6781、TEL;043-246-1725
衛星携帯電話;080-7743-5978

なお、中核充填所は、経済産業省にも提出します。

※被災していなくても震度5強以上の地震が発生した場合には報告する。

経済産業省 中核 石油ガス供給連携計画

e-mail : ANRE-LPG@meti.go.jp、FAX : 03-3501-1320

4 提出の時期；被災後、速やかに提出してください。

なお、第一報の通信手段は、メール、FAX、手紙、SMS、電話等全ての手段の何れかをお願いします。

第二報以降、被災前の状態になる最終報告まで行ってください。

お客様との契約が解除された場合には、記入項目がありますので、記入してください。この件数を記入しない場合には、被災前の状態（供給件数）にはなりません。

5 報告様式

小売事業者会員 ; 様式1、様式1-2

卸売事業者会員（充填所）

中核充填所 ; 様式2、様式2-2

一般充填所 ; 様式3、様式3-2

スタンド事業者会員 ; 様式3、様式3-2

賛助会員 ; 事業形態によって様式を選択してご報告下さい。

※ 配送事業者の方は、様式3を用いて必要事項を報告してください。

※ 会員（従業員含む）が被災した場合 ; 様式4

以上